

高知県中小企業・小規模企業振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県中小企業・小規模企業振興条例（令和3年高知県条例第7号）第14条第9項の規定に基づき、高知県中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(資料の提出等の求め)

第5条 会長は、会議において必要があると認める場合は、関係機関又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の指示を受けて、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、高知県商工労働部商工政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

(高知県中小企業基本対策審議会条例施行規則の廃止)

- 3 高知県中小企業基本対策審議会条例施行規則（昭和38年高知県規則第62号）は、廃止する。